

# 東京優生保護法訴訟（西スミ子さん）

## 第4回期日のご案内

2023年  
5/23  
(火)

### 入庁行動

10時30分～ 東京地裁前で入庁行動

### 裁判期日

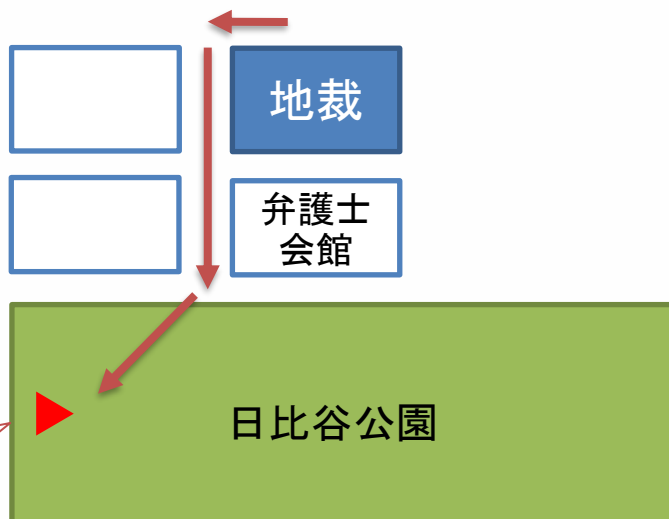
11時～ 東京地裁第103号法廷

### 報告集会

11時45分～ 会場&オンライン (Zoom)

手話通訳・  
文字通訳あり

会場：  
日比谷図書文化館  
セミナールームB



オンライン：Zoomミーティングに参加する

<https://us06web.zoom.us/j/89753527462?pwd=T2Z0VkJUeWdyTThPQ0tObUtYWmlrZz09> ミーティングID: 897 5352 7462  
パスコード: 400854

※集会現地取材希望のマスコミの方は、担当岩田までご連絡ください  
( [t.iwata8010@gmail.com](mailto:t.iwata8010@gmail.com) )

今後の予定：  
第5回期日 7月25日14時

\*お問い合わせ\* (4月12日より)  
関哉法律事務所 弁護士 関哉直人  
TEL : 03-6403-1411 FAX : 03-6403-1412

## 意見陳述要旨

原告 西 スミ子

国は手術から20年経過したら除斥期間により損害賠償は棄却されるべきだと主張しておりますが、私が負って来た苦しみや悲しみに時効など存在しません。

障害がある女性は子供を産むべきではない、月経はない方が良くして手術が行われて来ましたが、それは差別と偏見です。その差別と偏見により長い間声を上げることが出来なかったのです。ですが、今もなお苦しみ続けているのでこうして声を上げました。現在までに7つの裁判で損害賠償が認められました。国はこの判決を重く受け止め、私達被害者と向き合ってください。優生保護法によって多くの人達が私と同じ苦しみを持って生き続けています。

このように多くの被害者が存在するのは誰の責任でしょうか？

私達障害者の責任でしょうか？

決してそうではないはずです。

私が裁判を起したのは、このような残酷な歴史があること、それが解決していないこと、甚大な人権侵害を国が行っていたことを世間の多くの人たちに知って欲しかったからです。

この重大さを真摯に受け止めて謝罪と補償をしてください。

原告団、弁護団、支援者が気持ちをひとつにして1日も早い全面解決を望んでいます！

いじょう  
以上

# 意見陳述要旨

2023年5月23日

原告代理人弁護士 板原 愛

今回、原告側は、被告国が提出した2通の書面に対する反論を行いました。

主な内容は、除斥期間、すなわち、優生保護法の被害から20年が経過した時点で損害賠償

請求権が消滅する、という主張に対する反論です。

国側は、平成10年と平成21年に出された2つの最高裁判決から、除斥期間がストップする場合

とは、①過去の最高裁判決が認めたような根拠となる条文がある場合で、②原因が国の不法

行為にあり、被害者に不利益を受けさせることが著しく正義・公平の理念に反するといった極め

て例外的な場合に限られる、と主張しています。

しかし、2つの最高裁判決は、このような条件を付けて「極めて例外的な場合に限られる」とは言っていない。

2つの最高裁判決は、被害者の「権利行使が極めて困難ないし事実上不可能な場合に権利が

消滅することは、正義・公平に反する」ので、除斥期間をストップすると言っているのです。

それに、2つの最高裁判決も、それぞれの事案に対する判断をしているだけで、優生保護法によ

る被害に関する判断は行っていません。

優生保護法による被害に関しては、昨年の大阪高裁から続く8つの裁判において、除斥期間の

適用をそのまま認めることは、著しく正義・公平の理念に反するとして、除斥期間の適用が一定

期間ストップされています。

直近の3月23日の大阪高裁では、「国が、優生条項を憲法の規定に違反していると認めた時、

又は、優生条項が憲法の規定に違反していることが最高裁判所の判決により確定した時のいず

れか早い時期から6か月を経過するまでの間は、除斥期間の経過による効果が発生しない。」と

判断されています。

これらの判決は、優生保護法が憲法違反であり、重大な人権侵害が行われたことや、国が

被害者の権利行使を著しく困難とする状況を作り出したこと、損害賠償請求をするために

必要な情報を得ることが困難な状況が作られていたことなどを理由に、除斥期間をストップして

います。

西さんは、子宮摘出という重大な人権侵害を受けたにもかかわらず、これが優生保護法による

手術であること等の必要な情報に接する機会もないまま、損害賠償請求権の行使ができない

状況が長年続く中、苦しく、悔しい思いを抱えてこられました。

西さんにも、当然ながら、除斥期間が適用されてはいけません。

そして、西さんをはじめとする優生保護法による被害者の方は、1日も早い解決が必要な状況

にあります。

裁判と並行して、1日も早い政治的解決に向けたお一人お一人の関わりを、国にも、傍聴席にお

出での皆様にも、お願い申し上げます。

以上

5月					6月					7月					8月					9月						
	時間	高・地裁	原告名	備考		時間	高・地裁	原告名	備考		時間	高・地裁	原告名	備考		時間	高・地裁	原告名	備考		時間	高・地裁	原告名	備考		
1	月				1	木	15-	仙台高裁	飯塚・佐藤	判決	1	土			1	火					1	金				
2	火				2	金					2	日			2	水					2	土				
3	水				3	土					3	月			3	木					3	日				
4	木				4	日					4	火			4	金					4	月				
5	金				5	月					5	水			5	土					5	火				
6	土				6	火					6	木			6	日					6	水				
7	日				7	水					7	金			7	月					7	木				
8	月				8	木					8	土			8	火					8	金				
9	火				9	金					9	日			9	水					9	土				
10	水				10	土					10	月			10	木					10	日				
11	木				11	日					11	火	15-	神戸地裁	川野・山川	1	11	金			11	月				
12	金				12	月					12	水	16-	仙台地裁	千葉・長谷川・長崎	3	12	土			12	火				
13	土				13	火					13	木					13	日			13	水				
14	日				14	水					14	金					14	月			14	木				
15	月	14-	日本記者クラブ記者会見		15	木					15	土					15	火			15	金				
16	火				16	金	1430-	札幌高裁	道央夫婦	判決	16	日					16	水			16	土				
17	水				17	土					17	月					17	木			17	日				
18	木	1530-	名古屋地	長嶋恵子/啓一	3	18	日				18	火					18	金			18	月				
19	金				19	月					19	水					19	土			19	火				
20	土				20	火					20	木					20	日			20	水				
21	日				21	水					21	金					21	月			21	木	14-	福岡地裁	朝倉夫妻	14
22	月	14-	浜松支部	武藤	9	22	木				22	土					22	火			22	金				
23	火	11-	東京地裁	西	4	23	金				23	日					23	水			23	土				
24	水				24	土					24	月					24	木			24	日				
25	木				25	日					25	火	14-	東京地裁	西	5	25	金			25	月				
26	金				26	月					26	水					26	土			26	火				
27	土				27	火					27	木	1530-	名古屋地	長嶋恵子/啓一	4	27	日			27	水				
28	日				28	水					28	金	14-	大阪高裁	加山まり子/徹		28	月			28	木				
29	月				29	木					29	土					29	火			29	金				
30	火				30	金					30	日					30	水			30	土				
31	水										31	月					31	木								

# 旧優生保護法裁判 仙台高裁判決言い渡し期日ご案内

## 1. 旧優生保護法国賠訴訟 控訴審判決言い渡し期日 傍聴

日時：2023年6月1日（木）15:00～  
（集合：11:00ごろ？ 仙台高等裁判所 抽選会場）

※抽選券配布時間は不明です。1週間前ごろから仙台高等裁判所のホームページをご確認ください。  
各自裁判所内に入って、抽選会場に並んで抽選券を受け取ってください。

裁判所に入るときにセキュリティチェックがありますので、時間に余裕を持ってお越しください。

## 2. 判決直前ミニ集会：14:00～ 片平さんかく公園（裁判所前）

## 3. 入廷行動：14:30～ 仙台高裁前にお集まりください。

2019年5月28日、旧優生保護法下で不妊手術を強制された飯塚淳子さんと佐藤由美さんの裁判の判決が、仙台地裁にて言い渡されました。判決では、旧優生保護法が憲法違反であることを認めながらも、手術から20年以上経っていることなどを理由に原告の請求を棄却しました。そのため、原告は仙台高等裁判所へ控訴し、裁判を闘ってきました。そして6月1日に、その控訴審の判決が言い渡されます。法律を推進し、廃止されてからも被害者に謝罪も補償もせずに放置してきた国の責任が問われています。被害に向き合った判決が下されるのかどうか、ぜひ注目してください。

## 4. 報告集会

日時：同日 16:30～（開場16:00）  
場所：仙台市戦災復興記念館 地階展示ホール

仙台市青葉区大町2-12-1

内容：判決の解説、当事者の発言  
全国の裁判状況 等  
\*手話通訳・要約筆記あり

集会開催費：300円

☆遠方からも参加できるようにネット中継を予定しています。  
ご希望の方は前日までに申込みフォーム  
(<https://forms.gle/VbvzaoJLDZF8yvXA>) →  
にてお申し込みください。

連絡先：優生手術被害者とともに歩みやぎの会

〒980-0804 仙台市青葉区大町1丁目2-1  
ライオンビル3階 宇都・山田法律事務所 気付  
TEL:022-397-7960 FAX:022-397-7961  
E-mail: testify19481996@gmail.com

呼びかけ人：優生手術被害者とともに歩みやぎの会  
強制不妊訴訟不当判決とともに立ち向かうプロジェクト  
旧優生保護法仙台弁護団



・ Facebook :  
<https://www.facebook.com/toniayumumiyagi/>  
・ ホームページ :  
<https://toniayumu.wixsite.com/mysite>



### ◆「優生手術被害者とともに歩みやぎの会」とは◆

「優生手術被害者とともに歩みやぎの会」は、この問題に関心をもつ個々人をゆるやかにつなぐネットワークです。国の謝罪と補償を求める被害者の闘いに伴走するとともに、優生手術被害の歴史を学び、当事者の声に耳を澄ませる場をつくります。それぞれに生活の場をもつ人々がともに考えることで、地域社会での「共生」の実現をめざします。

★みやぎ生協福祉活動助成金より助成を受けて活動をしています★



# 優生保護法による不妊/中絶手術について の全国一斉相談会

6/5 (月)

10~19時

もしかしたら…

とおも そうだん  
と思ったらご相談ください

でんわ うらめん  
電話：（裏面をごらんください）

FAX：022-397-7961

メール：yuuseihogousoudan2022@gmail.com

1948年から1996年まで施行されていた優生保護法によって、不妊手術（子どもをもてなくなる手術）や人工妊娠中絶手術を受けさせられた人が約8万4000人いると記録されています。手術を受けた被害者が国を訴えた裁判で、多くの裁判所が国に賠償を命じています。「優生保護法は憲法違反」「優生保護法は誤っていた」これは確かなことになりました。

今回の相談会では、優生保護法被害に詳しい弁護士が、電話・FAX・メールで相談を受けます。障害があるからといって、傷つけられていい理由はありません。ご相談をお待ちしております。

よく分からないけど、  
私は手術された？

あの人も  
そうだったのでは？

手術を受けたご本人、ご家族、関係者の方が対象です。

匿名で相談いただけます。個人情報を守ります。

厚生労働省から一時金を受け取った方もご相談ください。

主催：優生保護法被害弁護団（お問い合わせ：電話022-397-7960、）

協力：優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会



そう だん さ き でん わ ぼんごう  
相談先電話番号

うけつけじかん

受付時間：2023年6月5日10:00～19:00

いちぶ じかん たんしゅくちいき

(一部、時間短縮地域あり)

ちか ちいき そうだん

お近くの地域にご相談ください

みやぎ  
宮城：022-211-5981

にいがた  
新潟：0120-315533

しずおか  
静岡：054-255-5788

あいち  
愛知：052-212-5229

ひょうご  
兵庫：078-341-9544、078-341-8776

おかやま  
岡山：086-803-2307

とくしま  
徳島：090-5915-0089

た ほっかいどう おおさか おきなわ とうじつ そうだんかいじょうせっち よてい  
その他、北海道、大阪、沖縄でも当日相談会場設置予定

じょうほう い か らん  
情報は以下のホームページからご覧ください

優生保護法問題の全面解決

をめざす全国連絡会

<https://sites.google.com/view/yuuseiren/event?authuser=0>



優生保護法被害弁護団

<http://yuseibengo.starfree.jp/>



そうだん う っ

FAX、メールによる相談も受け付けます

FAX：022-397-7961

メール：yuuseihogosoudan2022@gmail.com

【いますぐ優生保護法問題の全面解決を！ 6.10 全国一斉アクション@東京】

## 「忘れてほしゅうない」を見て 優生保護法 についておしゃべりする会

- 日時:2023年6月10日(土) 午後2時~4時
- 会場:文京シビックセンター3階 区民会議室C  
(会場での対面のみ。オンラインの配信はありません)

優生保護法による被害について、国に謝罪と賠償を求める国賠訴訟、全国で35人の原告が訴え続けています(5人の原告が逝去)。

2018年に先頭を切って提訴した佐藤由美さんと、声をあげ続けてきた飯塚淳子さん(ともに仮名)の裁判が、6月1日、仙台高裁で判決を迎えます。この判決を受けて、6月10日に全国各地で同日に、街頭宣伝や集会などを行います。

東京では、「忘れてほしゅうない」という映像の上映会をします。優生保護法にも違反するレントゲン照射による不妊化をされた被害を訴え、飯塚淳子さんと一緒に、厚生省(当時)や国会議員に実態解明や謝罪・補償を訴えていた佐々木千津子さん(広島在住)を追ったドキュメンタリーです。映像には、飯塚さんも少しだけ登場しています。

優生保護法による不妊化がなぜ起きたのか、いま、私たちは何ができるのか、一緒に語り合う会です。ぜひご参加ください。

- 主催:SOSHIREN女(わたし)のからだだから  
優生手術に対する謝罪を求める会  
優生連・東京

※文字通訳あり。また、配付資料を情報保障として事前に必要な方はご連絡ください。  
※マスコミ・メディア関係で取材を希望される方も、事前にご連絡ください。

- 連絡先:メールアドレス [gogo.soshiren@gmail.com](mailto:gogo.soshiren@gmail.com)  
SOSHIREN女(わたし)のからだだから

